

# 海城中学高等学校 部活動に関わる活動方針

(2020年3月改定)

学校法人海城学園が策定した「運動部・文化部活動に関する方針」の大枠に基づき、特にスポーツ庁による「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」および、文化庁による「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえた上で、学校長が本方針を策定しています。

## 1. 本活動方針策定の趣旨と目標

学校法人海城学園が策定した「運動部・文化部活動に関する方針」(以下、「学園方針」と称する)は、義務教育である中学校と高等学校の各段階の運動部・文化部活動を対象に、生徒にとって望ましいスポーツ環境や文化環境作りのために、以下の3点を目標にしています。

- (1)「新しい学力」「新しい人間力」を標榜する本校においては、特に「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」を育むために、生徒がスポーツや文化活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康や知的教養を育成し、豊かな人生を実現するための資質・能力を獲得していくことを目指すこと。
- (2)本校が目指す「新しい紳士(ニュー・ジェントルマン)」教育の一貫として、部活動への生徒の自主的、自発的な参加のもとに、自治的リーダーとしての素養を鍛えていくことを目的にしながら、特に、本校の教育課程との関連を図りつつ、合理的かつ効果的な方針のもとに取り組むこと。
- (3)学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

こうした方針に基づき、本校の部活動は、本校の教育理念、教育方針を実現していくための教育活動の一環として、スポーツや文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動顧問(指導者)の指導のもとで行われています。

## 2. 部活動のあり方と目的

上記の「学園方針」に基づき、より持続可能な運営体制とするため、部活動顧問(指導者)の負担にも配慮しつつ、以下の点を重視して、運動部・文化部活動が実施されることを目指します。

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、顧問の指導のもと、合理的でかつ効果的に取り組むこと。
- 体力向上や技術習得のみならず、異年齢との交流の中で、生徒同士等との適切な関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の育成を通して、運動部・文化部活動の場が生徒の多様な学びの場となるようにすること。
- 運動部活動では、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたってバランスのとれた心身の健康を保持し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること。
- 文化部活動では、芸術文化等の活動に親しみ、多様な活動を通して、豊かな心や創造性の育成を目指して、バランスの取れた心身の成長を図ること。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

- 部活動の多様性に留意し、可能な範囲で生徒の状況に応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。
- 部活動が、自分とは異なる性格や資質をもつ他者と共に生き、活動できるような人間力と知的教養を備えるという、本校教育目標である「新しい紳士の育成」の場となるようにすること。

### 3. 指導・運営に係る体制

- 校長は、生徒や教員の数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正なクラブ数を検討する。
- 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効果的な実施に資するように、必要に応じて外部の部活動指導員を任用することを検討するなど、適切な教員の校務分掌となるよう留意する。
- 校長は、毎年度(必要に応じて毎月)の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導や是正を行う。
- 校長は、「学園方針」に基づき、教師の部活動への関与については、「学校における働き方改革に関する緊急対策」「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」を踏まえ、法令に則り、業務の改善や勤務時間管理等を行う。

### 4. 合理的かつ効果的な活動の推進のための取組

#### (1) 適切な指導の実施

- 体罰の禁止  
顧問教員（指導者）は、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰のない指導に徹する。
- ハラスメントの禁止  
顧問教員（指導者）の言動が、競技や部活動に必要な指示や注意・指導が行われている場合に該当しない「適正な範囲」を超えて、生徒の尊厳を傷つける、不利益を与える、または生徒を不快にさせたり、脅威を与える行為は決して許されないものとし、ハラスメントの根絶に徹する。
- 事故防止、安全確保に注意した指導  
指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない活動となるよう留意する。
- 顧問は、生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則であるが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、当日の日直など他の教員と必ず連携・協力する。また、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動する。
- 部活動中に生徒がケガをしたり、体調不良を訴えた場合は以下の対応とする。
  - ① 「応急手当ガイドライン 2015」に従い、救命処置もしくはファースト・エイドを行う。養護教諭や保健体育の教諭がいる場合は、その協力を求める。

- ② 緊急性があり、その場での対応ができない事故に対しては、救急車を手配する。
- ③ 医師の判断や経過観察が必要な場合などは、保護者に必ず連絡を入れ、発生までの経緯や応急手当などの処置内容を説明する。
- ④ 全専任教職員に対して、有事の場合でも冷静に対処できるように、普通救命講習や上級救命講習を必ず受講することを義務づけているが、その研修を今後とも継続する(本校は2013年度より、継続して消防庁より「救命優良教育機関」の認定を受けている)。また、競技特有の事故事例やケガの症例などを把握、練習環境や設備の安全確認、生徒の活動前後、活動中の体調観察など、生徒の安全を第一優先とし、ケガや事故がないクラブ指導を目指して最大限努力するものとする。

## (2) 適切な休養日等の設定

- 「学園方針」に基づき、休養日及び活動時間については、特に「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)の研究成果を踏まえて、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことから、年間で休養日、停止期間合わせ活動しない日を130日以上設ける。

### 【休養日】

- ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。
- ・ 長期休業中の休養日についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度まとまった休養期間を設ける。

### 【停止期間】

- ・ 定期考査前(中学生は1週間前、高校生は5日前)から考査最終日前日まで。
- ・ 中学入試日前日から入試最終日まで。
- ・ 入学式、卒業式、一斉下校日など本校で定めた日。

### 【活動時間】

- ・ 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日(土曜日も含む)では中学生は2時間程度、高校生は3時間程度とし、週休日(祝日等含む)及び長期休業中は中学生を3時間程度、高校生を4時間程度とする。いずれも、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行う。
- ・ 複数の部で場所(体育施設など)を共有している場合は、時間や場所等の割り振りを別に定め、円滑に活動が進むようにする。

### 【その他】

なお、大会や発表会などが近いなどの理由により上記基準を超えて活動する場合は保護者の同意と校長の許可を得て行うこととする。

## 5. 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

- 適切な部活動数という条件を考慮しながらではあるが、技能等の向上や大会等での好成績を目指す以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルに応じた活動を行える部も検討する。

### (2) 地域との連携等

- 本校と地域における小学校等他の教育機関と連携して、ともに子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働した形での地域における持続可能なスポーツ活動や芸術文化活動に親しむ機会の充実に協力する。

## 6. 学校単位で参加する大会等

「学園方針」を踏まえて、大会・試合・発表会等については、生徒、運動部・文化部顧問の過度な負担にならないように、その内容を精査・検討していく。現在の所、以下の大会・試合等が考えられる。

- 運動部
  - ・ 中学校及び高等学校体育連盟が主催する大会
  - ・ 中央競技団体が主催する大会
  - ・ 本活動方針の趣旨に則り、本校独自に精査した大会等
- 文化部
  - ・ 都道府県中・高文化連盟が主催する大会やコンクール
  - ・ 本活動方針の趣旨に則り、本校独自に精査した大会やコンクールおよび地域の行事・催し物等

●なお、各クラブの詳細な活動実績については、本校ホームページ上の具体的な各クラブ紹介を参照して下さい。